

野洲市創業支援補助金（令和 8 年度）のご案内

市内での創業促進を図るため、創業時の負担軽減を目的として、新たに事業を開始（創業）する小規模企業者を対象とした創業にかかる経費（開業にかかる経費の内、運転費を除く初期投資のことを指す）の一部補助を実施します。

詳しくは「野洲市創業支援補助金交付要綱」をご確認のうえ、申請書類を提出してください。

募集期間

随時受付 ※ 1 事業者あたり 1 回のみ申請可能です。

対象となる人の要件

申請時に創業日から 1 年を経過しない小規模事業者※で次の 1～5 全てに該当する方

1. 申請年度又は当該年度の前年度に市内に事業所を設置し、事業を営んでいること。
2. 野洲市商工会が実施する「創業塾」※（令和 6・7 年度または令和 8 年 7・8 月開催されたもの）を受講した修了者
3. 市町村税（市町村民税や国民健康保険税（料）など）を滞納していない。申請者の住民票がある市区町村で取得すること。
4. 許認可を要する業種を創業する者にあつては、既に当該許認可を受けていること。
5. 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係をもっていない。

※小規模企業者とは…中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者。

業 種	小規模企業者 （常時使用する従業員の数）
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	20 人以下
② 卸売業	5 人以下
③ サービス業	5 人以下
④ 小売業	5 人以下

※「創業塾」とは…野洲市商工会と市が協力して、創業予定の人や創業後 5 年以内の人を対象に、創業に必要な知識・技能を身に付けることを目的に開催している講座です。修了し、証明を受けることで、登録免許税の軽減措置や、創業者向けの融資制度等の特典があります。

補助金額

補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（補助限度額 20 万円）

- 創業日の前 10 箇月から後 2 箇月までに要した創業に係る経費（開業にかかる経費の内、運転費を除く初期投資のことを指す）が対象です。
- 交付申請を受け検査した後、補助金を交付します。

創業支援補助金の流れ

■ 申請者の手続き
■ 市の手続き

STEP

1



創業塾を受講

創業塾を受講し、修了する。
(令和6・7年度または令和8年7・8月開催予定)



申請の確認

事業計画書及び補助金の申請に係る確認を
野洲市商工会で受ける

STEP

2



交付申請（市（地域経済振興課窓口）へ提出）

- ① 野洲市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）及び創業塾内で作成した計画書
 - ・ 創業の状況が分かる資料（写真、チラシ、ホームページ等）
 - ・ 事業所の場所が分かる位置図
 - ※ 許認可証の写し（許認可を要する業種を創業した者に限る）
- ③ 創業の時期を確認できる書類（税務署に提出した開業届の写し。）
- ④ 野洲市創業支援補助金交付申請に係る野洲市商工会の確認書（様式第3号）
- ⑤ 本市の特定創業支援等事業による支援を受け修了したことを証明する資料
- ⑥ 市町村税納税証明書（未納がないことの証明書）
（個人：ご自身の住民票がある市区町村で取得してください。）
（法人：法人市民税が賦課されている市区町村で取得してください。）
- ⑦ 補助対象経費の支払を証明する書類（領収書、請求書、契約書等）の写し
- ⑧ 野洲市創業支援補助金交付請求書（様式第5号）
 - ・ 振込口座のわかる資料（通帳の）
 - ※ 申請と同時に請求書も提出ください。

STEP

3



市で審査

提出された書類を確認し、審査を行います。

STEP

4



交付決定&補助金の支払い

補助金の交付を決定した場合、「交付決定及び確定通知書（様式第4号）」を送付します。
交付決定後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

補助対象経費

謝金、旅費、事業費、書類作成費、委託費、店舗等借入費、設備費、広告宣伝費が対象です。

分類	経費項目	対象経費	対象とならない経費
謝金	専門家謝金	専門的知識を有する専門家に依頼し、指導、相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費 (事業者が発行する源泉徴収票が必要な場合がある。)	
旅費	専門家旅費	会議の出席又は技術的指導等を行うための旅費として外部専門家に支払われる経費。社内規定額又は実費を対象(宿泊代を含む。)	ガソリン代、日当又は観光を含むもの
事業費	印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費	
	通信運搬費	郵便代、郵送費用として外部に支払われる経費	
	通訳・翻訳料	展示会等での通訳に支払われる経費。資料等の翻訳に支払われる経費	
書類作成費	書類作成費	開業又は法人設立に伴い、専門家に支払う申請書類作成経費	・登録免許税、定款認証料及び収入印紙代 ・その他官公署へ提出する各種証明書類取得費用(住民票記載事項証明書、印鑑証明等)
委託費	ネットサービス導入委託費	事業の実施のためにホームページ制作、ソーシャルネットワーキングサービスの導入を外部専門家に委託した際に支払われる経費	

店舗等 借入費	賃借料・共 益費・仲介 手数料	市内の店舗、事務所及び駐車場の 借入に伴う仲介手数料、礼金	・市内の店舗、事務所及び駐車場の賃借料並びに共益費 ・市内の住居兼店舗及び住居兼事務所については、店舗及び事務所専有部分に係る賃借料 ・店舗及び事務所の賃貸契約に係る敷金、保証金等 ・火災保険料及び地震保険料
設備費	工事費	店舗及び事務所の開設に伴う外 装工事及び内装工事経費 (ただし、住居兼店舗及び住居 兼事務所については、店舗及び 事務所専有部分に係るものに限 る。)	
	機械装置等 購入費	事業に必要な機械装置・器具工 具及び備品を購入するために支 払われる経費	
広告宣 伝費	広告費	新聞掲載、チラシ折込、T V、ラ ジオ、インターネット等を使っ て宣伝する際に支払われる経費	
	展示会出展 費用	展示会へ出展するために支払わ れる出店料、保険料、配送料等の 経費。展示会に出張するために 掛かる旅費	
	事 業 説 明 会・商談会 開催費用	販路開拓に係る事業説明会及び 商談会の開催に係る経費	

※補助対象経費として適切なものかどうかの判断をさせていただきますので、ご相談ください。

お問い合わせ

創業塾の開催について 創業支援補助金の申請前の事前確認

〒520-2423
滋賀県野洲市西河原 2400 番地
野洲市商工会
電 話 : 077-589-4880 (直通)
F A X : 077-589-5380
E-mail : info@yasu-cci.or.jp

創業支援補助金について 創業支援補助金の申請先

〒520-2395
滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市 環境経済部 地域経済振興課
電 話 : 077-587-6008 (直通)
F A X : 077-587-6960
E-mail : keizai@city.yasu.lg.jp